

調布都市計画公園事業第8・2・3号白井塚公園の 事業計画変更認可について

1. 概要

調布都市計画公園事業 第8・2・3号白井塚公園は、平成29年2月15日付け東京都告示第207号にて事業認可の告示がされました。

本事業は平成29年2月15日から令和5年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、公園整備を実施するにあたり、埋蔵文化財試掘調査を実施したところ、掘削影響範囲に埋蔵文化財が確認されたため期間内の事業完了が困難となり、事業施行期間を5か年延長とする変更認可を申請しました。

令和5年2月3日付け東京都告示第86号で事業計画の変更が認可され、事業施行期間は令和10年3月31日までに延長になりましたので、期間内での事業完了ができるよう引き続き進めてまいります。

2. 事業内容

調布都市計画公園事業第8・2・3号白井塚公園

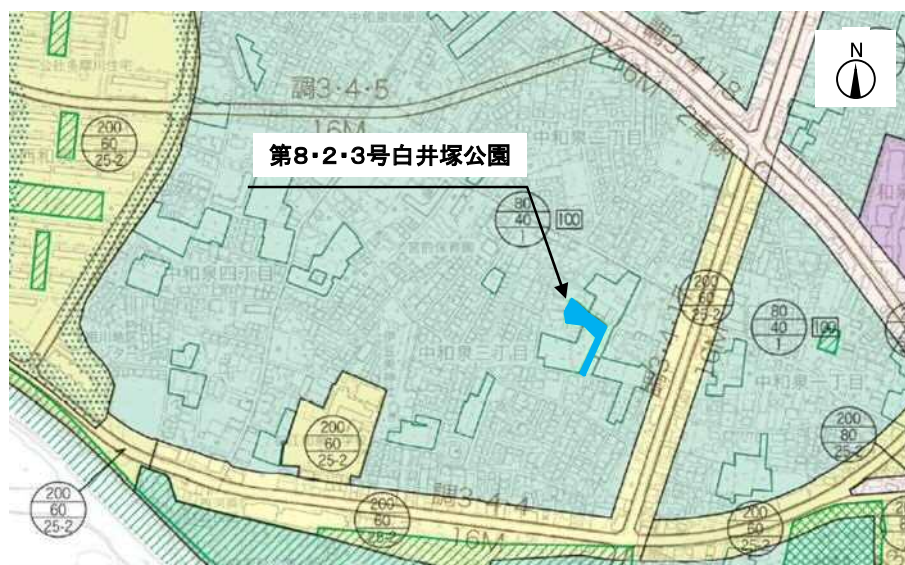
施行者：狛江市

事業地：狛江市中和泉三丁目地内

面積：約0.15ha

種別：特殊公園

事業施行期間：平成29年2月15日から令和10年3月31日まで



東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……
……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……
……(住宅政策本部民間住宅部不動産課)……

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止
……(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定
……(同)……

告示(教)

○東京都立中央図書館の休館……
……

○東京都立多摩図書館の休館……
……

公告

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律による行政処分についての公開の聴聞……
……(環境局多摩環境事務所管理課)……

告示

●東京都告示第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第二百七号調布都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 狛江市

二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画公園事業第八・二・三
号白井塚公園

三 事業施行期間 平成二十九年二月十五日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千六百六十六号東村山都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東村山市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画公園事業第五・四・
一号北山公園

三 事業施行期間 平成二十一年八月十三日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第八十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和五年二月二十日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社クラシコ

(二) 代表者氏名 代表取締役 春口 健二

(三) 主たる事務 東京都渋谷区恵比寿西二丁目七番十五
所の所在地 号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三〇三九号

(五) 免許年月日 令和三年六月三日

●東京都告示第八十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。